

マイナンバー(12桁の番号) 民間事業者でも 取り扱います

従業員等のマイナンバー対応

健康保険等の手続や給与の源泉徴収票にマイナンバーが記載されるため、勤務先に自分のマイナンバーを提出します。

また、扶養している親族がいる場合、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類に、扶養者のマイナンバーの記載が必要になります。

※勤務先にマイナンバーを提出(扶養親族がいる場合は扶養親族分のマイナンバーも)する必要があることから、マイナンバーが通知されたら、絶対に無くさないでください。

【マイナンバーの詳細はこちら】

●マイナンバーの取扱いについて、具体例を用いて解説したガイドライン

特定個人情報保護委員会

検索

ホームページ <http://www.ppc.go.jp/>

●マイナンバーに関するホームページ

マイナンバー 社会保障・税番号制度

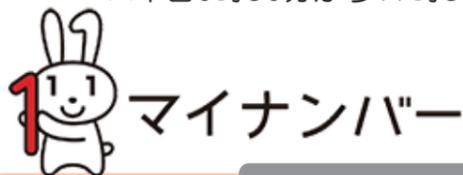
検索

ホームページ <http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/>

●マイナンバーに関する問い合わせ

コールセンター ☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※平日9時30分から17時30分(土日祝日・年末年始を除く)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

【出前説明会を開催】

町では、10月からのマイナンバーの通知および来年1月からの制度の開始に伴い、町民の皆さん(団体等)や民間事業者におけるマイナンバー対策支援として、出前説明会を開催することにしました。

出前説明会は要請に基づき開催しますので、希望する団体等や事業者は問い合わせください。なお、日程については事前に調整する必要があります。

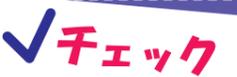
- 対象/町民の皆さん(団体等)や民間事業者(企業の規模は問いません)
- 場所/申し込み者が用意
- 申し込み・問い合わせ/総務課広報情報係 ☎52-3131(内線211・217~219)

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、平成28年1月から『社会保障・税・災害対策』の行政手続で使用が始まります。

今年10月からは、住民票を有する皆さんにマイナンバー(12桁の番号)を通知します。

マイナンバー制度の開始に伴い、パートやアルバイト含む従業員等を雇用している民間事業者でも、社会保障や税の手続などで従業員等のマイナンバーを取り扱います。

マイナンバー制度は社会保障や税の手続においてパートやアルバイトを含む全従業員に関係します。



企業規模を問わず、すべての民間事業者は、全従業員やその扶養親族のマイナンバーを、順次取得する必要があります。

マイナンバー制度の施行に向け、組織体制や対象業務の洗い出しなど、準備を進めてください。

民間事業者のマイナンバー対応

民間事業者が従業員等のマイナンバーを利用するのは、主に、従業員等の健康保険や厚生年金等の加入手続、給与の源泉徴収票を作成するときです。平成28年1月以降、これらの手続を行うために、従業員等のマイナンバーの記載が必要になります。

◆◆◆◆ 事業者がマイナンバーを記載する書類(参考例) ◆◆◆◆

税分野

税務署に提出する申告書や法定調書に従業員等のマイナンバーを記載

【給与所得の源泉徴収票であれば…】

- ①支払者のマイナンバーまたは法人番号(税務署提出用に必要)
- ②支払を受ける者のマイナンバー
- ③控除対象配偶者および扶養親族のマイナンバーなど

社会保障分野

健康保険、雇用保険、厚生年金などで提出する書類に従業員等のマイナンバーを記載

※マイナンバーの取得は法令で定められた場合だけです。これ以外では取得できません。従業員等からマイナンバーを取得する際、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。